

化学物質国際対応ネットワークセミナーの開催について
－化審法改正と REACH 規則・CLP 規則に関する最新動向－

日時: 2010 年 3 月 30 日(火) 14 時～17 時 25 分

場所: 国際連合大学(東京都渋谷区神宮前 5-53-70)

プログラム

13:30-14:00 受付

14:00-14:05 開会

14:05-14:45(40 分)

講演1 平成 21 年化審法改正後の化学物質管理

和田 篤也 化審室長

環境省環境保健部化学物質審査室

平成 21 年 5 月に公布された見直し改正化審法では、既存化学物質を含むすべての化学物質を対象にリスクベースの規制が施行されるようになっていきます。現在、この施行に向けた関連改正政令・省令などの準備が進んでいますが、準備段階におけるパブリックコメントや関連会議の結果などを含め改正化審法の施行に向けた準備状況について、環境省担当官が説明します。

14:45-15:55(70 分)

講演2 2010 年に最初の段階的導入期限を迎える REACH 登録について

Dr. Laura Walin,

Helpdesk, European Chemicals Agency [欧州化学物質庁(ECHA)]

REACH 規則に基づく高生産量化学物質などの段階的導入物質は、2010 年 12 月 1 日に登録期限を迎えます。ECHA では、この登録に向け IT ルールの公表やシステム増強などの準備が進められています。登録作業においては、ばく露やリスク評価などの結果を適用する一式文書における正当性の証明に関する困難な面が指摘されており、一方、加盟国における REACH 規則の施行においては、税関当局における REACH 対応や加盟国間の罰則レベルの差異などに関するチャレンジが指摘されています。このような状況下にある REACH 規則の施行やそれに基づく登録などに関し、当局における現状対応や産業界支援活動等について、ECHA 担当官が紹介します。

15:55-16:10(15 分) 休憩

16:10-17:20(70 分)

講演3 2010 年に向けての CLP 規則について

Dr. Gabriele Schöning,

Classification and labelling, European Chemicals Agency [欧州化学物質庁(ECHA)]

2009 年 1 月 20 日に発効した CLP 規則では、2010 年 12 月 1 日から物質について CLP 規則に基づく分類・表示が義務付けられます。CLP 規則による届出は、EU 域内の製造者及び輸入者が対応することになっており、REACH 規則における OR に課された輸入者としての義務との整合性や分類に結び付かないエンドポイントの確認、REACH 規則に基づく SIEF でカバーされていない化学物質に対する分類作業など多くのチャレンジが指摘されています。このような状況下にある CLP 規則の施行や予想される大量の分類届出などに関し、当局における現状対応や IUCLID5.2 を含む関連 IT ツール開発などについて、ECHA 担当官が説明します。

17:20-17:25 閉会

* 各講演には10分間程度の質疑応答が含まれます。

* プログラムの内容及び講演者は予告なく変更になることがありますので予めご了承ください。